

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第四十三号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年六月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表奈良県奈良西警察署の項中「中登美ヶ丘四丁目」を「中登美ヶ丘四丁目 中登美ヶ丘五丁目」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十五年一月十五日から施行する。